

第70号議案

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を別紙のように定める。

令和元年8月30日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行う必要があるため、この案を提出するものである。

## 豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6か月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の基本額(月額の報酬にあつてはその額に100円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)とする。

4 月額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

5 日額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

6 時間額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た数を7.75で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

7 報酬の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

### (費用弁償)

第3条 前条第1項の職員が豊後大野市職員の給与に関する条例(平成17年豊後大野市条例第55号。以下「給与条例」という。)第19条第1項第1号の職員たる要件を具備するに至ったとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して任命権者が定める。

(給料等)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6か月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

3 給料の額は、一般職の常勤職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。

(支給)

第5条 会計年度任用職員の給料及び手当(第2条第1項及び前条第1項に規定する手当に限る。次条及び第7条において同じ。)の支給については、前3条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

2 会計年度任用職員の報酬、費用弁償の支給については、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月15日(支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)に支給する。

(減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第7条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第2条から前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(公益的法人等への豊後大野市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

2 公益的法人等への豊後大野市職員の派遣等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

3 豊後大野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用につい

ては、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(豊後大野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 豊後大野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年豊後大野市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の額」を「給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年豊後大野市条例第 号)第2条第3項の報酬の基本額に相当する部分に限る。)の月額(日額又は時間額の報酬を受けする職員にあつては、月額に相当する額))」に改める。

(豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 豊後大野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3に規定する臨時的任用職員」に改める。

(豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 豊後大野市職員の育児休業等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 7 豊後大野市職員の給与に関する条例(平成17年豊後大野市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第36条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める。

(豊後大野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 8 豊後大野市職員等の旅費に関する条例(平成17年豊後大野市条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第34条」に改める。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(別に条例で定める事項)

第33条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対して支給する旅行に係る費用弁償については、別に条例で定める。

(豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

9 豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊後大野市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用されたもの（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定の職員についての適用除外等)

第20条 第4条、第6条、第7条及び第14条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第15条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6か月未満のものその他の管理者が定めるものには適用しない。

3 第5条、第6条及び第7条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第21条を削る。

(豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

10 豊後大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年豊後大野市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員」に改める。

(豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

11 豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年豊後大野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用されたもの（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第24条を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外等)

第24条 第5条、第7条、第9条、第17条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第18条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6か月未満のものその他の管理者が定めるものには適用しない。

3 第6条、第7条及び第9条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は

第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第25条を削り、第26条を第25条とする。

別表（第2条、第4条関係）

職 種	月 額
一般業務に従事する者	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額